

◎新潟県告示第1299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月30日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市北区上堀田 4698 番地 長谷川 彰

退任年月日 平成 24 年 10 月 16 日